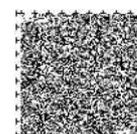
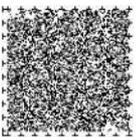


## 第4部 計画の推進と評価

---





# 第1章 計画の推進と評価に向けて

## 1. 進行管理体制の確立

本計画は、社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を推進します。

庁内の推進体制として、年度ごとに本計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより円滑な推進に努めます。

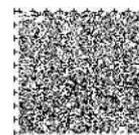
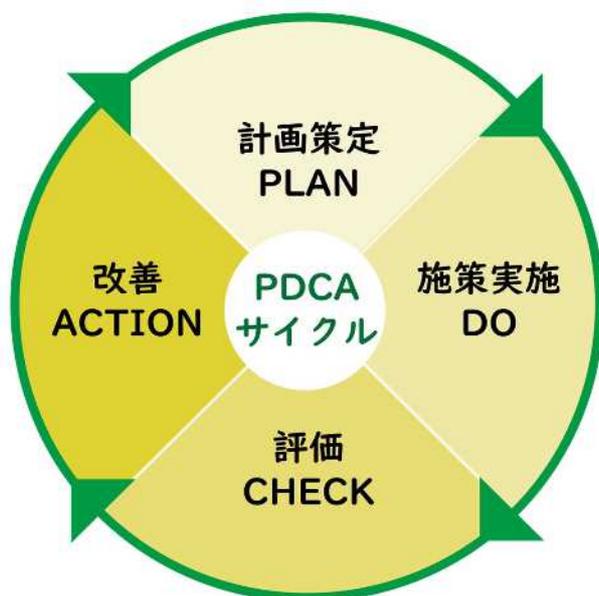
## 2. 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「加東市障害者支援地域協議会」において、本計画の進捗状況について、評価・検証を行います。また、計画の策定期間に関わらず、国や県の動向や社会情勢の変化などに対し、計画の修正・見直しを適宜行います。

なお、本計画の進捗状況の評価結果については、広く市民に公表します。

## 3. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者権利条約\*の「根拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making)を目指して、具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のPDCAサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障害者施策を推進します。



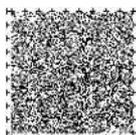
## 4. 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築

地域住民や学校、企業等に対し、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の協力体制の構築に努めます。

また、本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、地域関係団体及び障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等との協力が不可欠です。それらの関係団体及び事業所等と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に取り組みます。

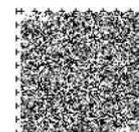
## 5. 北播磨圏域での連携の方策

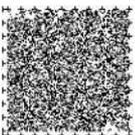
国の基本方針が示す目標の実現に向けて、地域生活支援拠点\*の整備など、本市だけでは困難な取組があるため、北播磨圏域での実現も視野に入れて、圏域の市町や関係機関と協力・連携を強化し、取組を推進していきます。



# 資料編

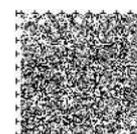
---





## 1. 計画策定の経過

日時	内容
令和4年11月18日 ～令和4年12月5日	加東市障害者計画等に関するアンケート調査の実施
令和5年6月19日	令和5年度 第1回加東市障害者支援地域協議会 (1) アンケート結果から見える加東市の課題 (2) 第6期加東市障害福祉計画・第2期加東市障害児福祉計画に係る進捗状況について
令和5年8月28日 ～令和5年9月22日	事業所連絡会、発達支援連絡会 委員への意見聴取(書面)
令和5年9月4日	令和5年度 第2回加東市障害者支援地域協議会 (1) 加東市障害者基本計画(素案)について
令和5年11月6日	令和5年度 第3回加東市障害者支援地域協議会 (1) 加東市障害者基本計画(案)について (2) 第7期加東市障害福祉計画・第3期加東市障害児福祉計画(案)について
令和5年12月15日 ～令和6年1月15日	パブリックコメントの実施
令和6年2月29日	令和5年度 第4回加東市障害者支援地域協議会 (1) 加東市障害者基本計画・第7期加東市障害福祉計画・第3期加東市障害児福祉計画について (2) 加東市障害者基本計画の取組内容の評価について (3) 第6期加東市障害福祉計画・第2期加東市障害児福祉計画の進捗状況について

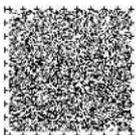


## 2. 加東市障害者支援地域協議会委員名簿

氏名	選出団体等	職名
石倉 健二	国立大学法人兵庫教育大学	委員長
森下 智行	一般社団法人 小野市・加東市医師会	副委員長
楯本 俊也	社会福祉法人 加東市社会福祉協議会	
神納 伸午	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 (北播磨障害者就業・生活支援センター)	
竹内 司	加東市民生児童委員連合会	
石原 敬三	加東市身体障害者福祉協議会	
渡邊 尚樹	特定非営利活動法人 Cielo	
大西 ひとみ	加東市手をつなぐ育成会	
百田 雅樹	兵庫県北播磨県民局 (加東健康福祉事務所)	
小林 茂	加東市教育委員会 (こども未来部発達サポートセンター)	
丸山 正人	一般公募	
安田 未子	一般公募	

(順不同・敬称略)

令和5年4月1日現在



### 3. 加東市障害者支援地域協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 28 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定による加東市障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項の規定による加東市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定による加東市障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 3 条の規定に基づく施策及び計画に定める施策の推進を図るため並びに障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会として、加東市障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定について必要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 計画に基づく施策に関する進捗状況の確認、事業の評価及び提言に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別に関する相談並びに紛争の防止及び解決のための取組を行うネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する協議事項等に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

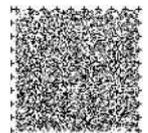
- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (4) 当事者又はその家族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 一般公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱し、又は任命するものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(連絡会)

第8条 協議会の協議事項を関係機関等に連絡し、情報共有を図るため、協議会に連絡会を置く。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

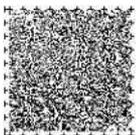
附 則(平成27年6月12日告示第82号)

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の加東市障害者支援地域協議会設置要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の要綱第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。



附 則（平成 29 年 2 月 27 日告示第 12 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（加東市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止）

2 加東市障害者計画策定委員会設置要綱（平成 20 年加東市告示第 21 号）は、廃止する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日告示第 84 号）

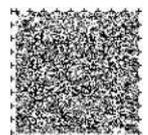
この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 20 日告示第 97 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 46 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



## 4. 用語解説（50音順）

### 【あ行】

#### 医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入、痰の吸引、導尿補助などの医療行為。

#### 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療管理室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

#### インクルーシブ教育

障害のあるなしに関係なく共に学ぶ仕組み。

#### インクルージョン

人々を孤独や孤立から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み、支え合うこと。

### 【か行】

#### ガイドヘルパー

屋外での移動が困難な障害のある人に対する外出時の移動の介助を行う人。

#### 義務教育学校

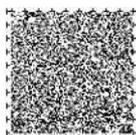
平成28年に制定された小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校の仕組みであり、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。

#### 基本指針

障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示395号）。障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、この基本指針により、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

#### 権利擁護

知的障害や精神障害、認知症などのため、自ら権利主張や権利行使をすることができない状態にある人に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うこと。



## 高次脳機能障害

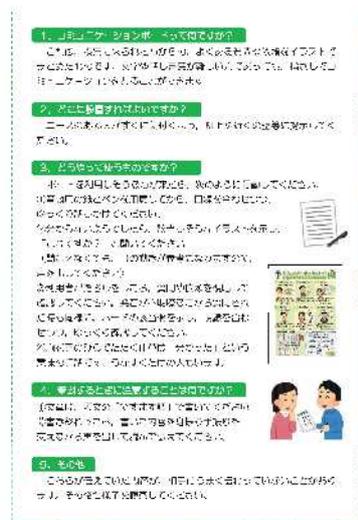
事故や疾病などによる脳損傷が原因で、記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害を発症し、日常生活や社会生活への適応が困難となる障害。

## 合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、体制面・財政面において過度な負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

## コミュニケーションボード

聴覚障害、音声・言語機能障害、精神障害、知的障害、発達障害のある人、高齢等により会話が困難な人、日本語での会話が困難な外国人など、話し言葉によるコミュニケーションが難しい人たちが絵や文字を指さして使用するコミュニケーションツールのこと。



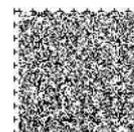
## 【さ行】

### サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用する場合に必要な個別の支援計画。障害のある人の自立した日常生活を支えるために、本人の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を尊重して作成する。指定特定相談支援事業所が作成して市町村へ提出すると、これを基にサービスの支給決定が行われる。

### サポートファイル

特別な支援を要する児童生徒を対象に、一貫性のある支援を行うため、学校での支援計画や日常生活における関わり方等を記録したもの。園や学校、保護者が一緒になって必要な情報をまとめ、進学先の学校等に引き継いでいくことで、長期的に子どもの成長・発達を支える大切なツールとなる。



## 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図るために、すべての市区町村に配置されている民間の福祉団体。地域住民ボランティアや保健・福祉等の関係者、行政機関等の参加・協力を得ながら活動している。

## 重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した児童。

## 手話通訳者

所定のカリキュラムを経て、手話で聴覚・言語障害のある人の通訳をすることができるとして、都道府県で認定された通訳者。

## 手話奉仕員

所定のカリキュラムを経て、手話での日常生活が可能となり、聴覚・言語障害のある人へのコミュニケーション支援ができる人。

## 障害支援区分

障害の多様な特性、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを、総合的に示す区分。障害の程度により、区分1から区分6に認定される。

## 障害児支援利用計画

障害児通所支援を利用する場合に必要な個別の支援計画。指定特定相談支援事業所が作成して市町村へ提出すると、これを基にサービスの支給決定が行われる。

## 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

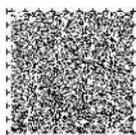
障害のある人の人権及び基本的自由の享受を確保し、固有の尊厳を促進することを目的として、必要な措置等を定めた条約。

## 障害者就業・生活支援センター

障害のある人の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援や、日常生活や地域生活に関する助言などの相談支援を行う機関。障害者雇用促進法に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人等が運営する。

## 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実、難病患者への支援など、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律。障害者自立支援法を改正・改称し、平成25年4月から施行された。



## **障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

障害のある人の自立促進のために、国や地方公共団体等が障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する責務などについて定めた法律。

## **小児慢性特定疾病**

児童が幼少期に発症し、長期の治療・療育が必要となる慢性の疾病で、厚生労働大臣が認定した疾病。医療費の助成制度のほか、日常生活用具の給付制度がある。

## **情報アクセシビリティ**

アクセシビリティとは「利用のしやすさ」のことで、高齢者や障害のある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

## **ジョブコーチ**

障害のある人が職場に適応できるように一緒に職場に出向いて直接支援を行う専門職（職場適応援助者）。障害のある人が就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応や、事業主や従業員に対する助言や提案も行い、障害のある人の職場定着を図る。

## **自立支援医療**

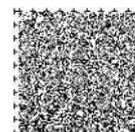
心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患を有する人に対する精神通院医療、身体障害者手帳の交付を受けた障害のある人（18歳以上）に対する更生医療、身体に障害を有する児童に対する育成医療がある。

## **スクールアシスタント**

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒が、仲間と共に学び、生活できるように特別な支援を行う介助員。担任の指導の下、個別支援を行う。

## **成年後見制度**

知的障害や精神障害、認知症などのため、判断能力が不十分な人を保護、支援するための制度。家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の利益を守るために、財産の管理や契約などの法律行為を援助する。



## セルフプラン

サービス利用者や家族が作成した障害福祉サービスを利用する場合に必要な個別の支援計画。

## 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害福祉サービスや児童通所支援を利用するためのサービス等利用計画の作成や、地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人に対する全般的な相談支援を行う専門員。

## 【た行】

### 地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後に備えて、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように住居支援（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の機能を切れ目なく提供できる仕組み。

### 地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に、都道府県・市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて行うことができる事業で、日常生活用具の給付や手話通訳者・要約筆記者の派遣、移動支援、日中一時支援などがある。

### 通級指導

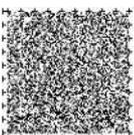
通常の学級に在籍し、その学級の学習におおむね参加できるが、言語障害、難聴、弱視、発達障害などの障害に応じた特別な指導も平行して受ける必要がある児童生徒が、特別な教育課程によって受ける指導。

### デリコラ

専門家派遣型教育相談（デリバリーコラボレーション）の略。専門家が現場に出向き、支援の必要な児童生徒の授業での様子を観察し、担任をはじめ関係職員への指導・助言を行う。

### 特別支援学校

肢体不自由、知的障害、聴覚障害、視覚障害のある児童生徒に対し、幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による生活や学習上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校。



## 特別支援教育

支援が必要な児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、児童生徒の個々の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導と必要な支援を行う教育。

## トライアングルプロジェクト

家庭・学校・障害児通所支援事業所の三者が連携し、子どもの情報を円滑に共有することにより、子どもへの支援の充実につなげることを目的として、平成30年度より厚生労働省・文部科学省が推進している家庭・教育・福祉の連携プロジェクト。

## 【な行】

### 難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すおそれが多い慢性疾患。難病法により指定された指定難病に対しては、医療費の助成制度がある。また、障害者総合支援法の対象となる難病患者については、障害のある人と同じく障害福祉サービス等の利用が可能。

### ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ正常（ノーマル）な社会であるとの考え方。

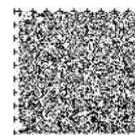
## 【は行】

### 発達障害

ASD（自閉スペクトラム症）、ADHD（注意欠如多動症）、LD・SLD（学習障害・限局性学習症）、知的発達症、発達性協調運動障害などの脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現する障害。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられる。



## 避難行動要支援者

災害時に自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人。

## 福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

## 福祉有償運送

介護を必要とする障害のある人や高齢者など、単独で公共交通機関の利用が困難な人に対し、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して、低額でドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービス。

## 補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。視覚障害者安全つえ、補聴器、車いす、義肢など。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、建物や生活環境などをデザインする考え方。

### 要約筆記者

聴覚に障害のある人などに、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者。ノートに書いたり、パソコンで入力したり、スクリーンに投影する方法がある。話の内容を的確に要約して書く必要があるため、所定の講習を受けて、技術を習得する必要がある。

## 【ら行】

### 療育

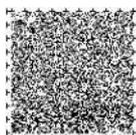
支援が必要な子どもの発達を促進し、自立して生活できるように、早期に行われる医療と保育・教育。

### リハビリテーション

単なる機能回復だけではなく、「人間らしく生きる権利の回復」や「自分らしく生きる」ために行われるすべての活動。

### レスパイトケア

在宅で介護をしている家族が休息を取れるよう支援を行うこと。



**加東市障害者基本計画・第7期加東市障害福祉計画・第3期加東市障害児福祉計画**

発行日 令和6年3月

発行 加東市

編集 加東市健康福祉部社会福祉課

〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

TEL : 0795-43-0409 FAX : 0795-42-6862

URL : <https://www.city.kato.lg.jp/>

